

長野県福祉サービス第三者評価基準(救護施設版)の策定について

地域福祉課福祉監査担当

1 策定経過

福祉サービス第三者評価事業については、平成 26 年 4 月 1 日付け厚生労働省通知『「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について』により、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準のガイドラインの見直し等がなされた。

なお、施設、事業種別ごとの特性に応じた評価基準については、順次見直しを行うこととされ、平成 30 年 9 月 20 日付け厚生労働省通知「救護施設における第三者評価の実施について」（以下「国通知」）が発出され、救護施設版の共通・内容評価基準が策定され、各評価項目の判断基準に関するガイドラインが示されたため、これにより策定する。

2 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

共通評価基準（45 項目）	内容評価基準（18 項目）
I 福祉サービスの基本方針と組織	A-1 支援の基本権利擁護
II 組織の運営管理	A-2 生活支援
III 適切な福祉サービスの実施	A-3 自立支援
	A-4 地域の生活困窮者支援

(2) 評価基準の構成

各評価基準（項目）は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

3 国が示した評価基準

(1) 共通評価基準

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号）の全部改正をもとに、救護施設（措置施設）における支援の内容等を踏まえた一部読み替え及び、解説の追加等を行った。

(2) 内容評価基準

「障害者・児福祉サービス版」及び「高齢者福祉サービス版」等を参考として、救護施設の利用者（障害者及び高齢者等）の状況と救護施設の役割や支援内容等を踏まえて、具体的な評価項目の検討・策定を行った。

(3) 判断基準の設定

ア 最低基準を満たした上で、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう下表のとおり改正

イ 判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する『到達の状況』を示している

評価	改正後	改正前
a 評価	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態	着眼点をすべて実施している状態
b 評価	a 評価に至らない状況=多くの施設・事業所の状態 a 評価に向けた取組みの余地がある状態	着眼点が一つでも実施していないものがある状態
c 評価	b 評価以上の取組みとなることを期待する状態	着眼点を一つも実施していない状態

4 長野県の対応

従来、県では独自に評価基準を定めていたが、今回の国通知により共通評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインが示されたことを受け、次のとおり長野県の評価基準の策定する。

(1) 共通評価基準について

国から示されたガイドラインのとおり、救護施設を対象として、長野県の評価基準を策定する。

(2) 内容評価基準について

国から示されたガイドラインのとおり、救護施設を対象として、長野県の評価基準を策定する。

(3) 利用者調査票について

長野県では、第三者評価において利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、評価と併せて利用者調査を実施しており、長野県の評価基準に拠って調査項目を設定し、調査票を定める。

<説明資料>

- 資料 1 - 2 評価基準の改正新旧対照表（共通評価基準）（案）
- 資料 1 - 3 事業評価の結果（共通項目）（案）
- 資料 1 - 3 別冊資料 長野県福祉サービス第三者評価共通評価基準の考え方と評価のポイント、
評価の着眼点【救護施設版】共通項目（案）
- 資料 1 - 4 事業評価の結果（内容評価項目）（案）
- 資料 1 - 4 別冊資料 長野県福祉サービス第三者評価内容評価基準の考え方と評価のポイント、
評価の着眼点【救護施設版】内容評価項目（案）
- 資料 1 - 5 評価基準と利用者調査内容の関連（案）
- 資料 1 - 6 利用者調査票（救護施設）（案）

- 参考資料 1 救護施設における第三者評価の実施について（厚生労働省社会・援護局長通知）
- 参考資料 2 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（厚生
労働省雇用均等・児童家庭局長, 社会・援護局長, 老健局長通知 最終改正：平成
30年3月26日）